

令和7年第2回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和7年2月21日第2回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の出席議員（ 14 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
4 番	宮 崎 信 一	5 番	齋 藤 雄 史
6 番	齋 藤 聡	7 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員

3 番 佐々木 正 勝

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今 野 和 彦	次	長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深			

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市民福祉部長	佐々木 修

農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和7年2月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政運営の基本方針説明及び市政報告
- 第4 議案第3号 農業委員会委員の任命について
- 第5 議案第4号 農業委員会委員の任命について
- 第6 議案第5号 農業委員会委員の任命について
- 第7 議案第6号 農業委員会委員の任命について
- 第8 議案第7号 農業委員会委員の任命について
- 第9 議案第8号 農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第9号 農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第20 議案第19号 にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第20号 にかほ市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について
- 第22 議案第21号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例及びにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第22号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 第24 議案第23号 にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第24号 にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第26 議案第25号 にかほ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第27 議案第26号 にかほ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第28 議案第27号 にかほ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第29 議案第28号 にかほ市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第30 議案第29号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第31 議案第30号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第32 議案第31号 にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の変更について
- 第33 議案第32号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について
- 第34 議案第33号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第35 議案第34号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第36 議案第35号 令和7年度にかほ市一般会計予算について
- 第37 議案第36号 令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第38 議案第37号 令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第39 議案第38号 令和7年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第40 議案第39号 令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算について
- 第41 議案第40号 令和7年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第42 議案第41号 令和7年度にかほ市下水道事業会計予算について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員より、遅刻の届け出が出されており、これを許可しております。ただいまの出席議員は、13人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから、令和7年第2回にかほ市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、6番齋藤聡議員、7番齋藤進議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長より報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る2月14日、議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期、その他について協議いたしましたので、内容を報告いたします。

3月定例会への提出案件は39件で、内訳は、人事案件15件、条例13件、予算10件、その他1件です。請願・陳情は6件で、そのうち、3件を上程し、3件は議員配付とします。また、一般質問は7人となっております。

議案のうち、議案第3号から第17号は人事案件ですので、申し合せにより、初日の本日、質疑、討論、採決を行います。

会期日程についてご報告いたします。お手元の日程案をご覧ください。

会期日程は、本日、2月21日から3月19日までの27日間といたします。

本日の本会議の後、2月24日までを休会とし、2月25日から28日までを「議案調査日」とし、3月4日に「会派代表質問」、5日及び6日に「一般質問」を行います。一般質問の質問者の人数は、5日が4人、6日が3人といたします。その後、3月7日は「議案調査日」とし、10日に「議案質疑」、「議案付託」及び「予算特別委員会設置」を行い、10日から18日まで「委員会」を行います。なお、13日は市内小学校卒業式のため午前中を休会とします。最終日は3月19日とし、本会議において討論、採決を行うことといたします。その他といたしまして、次のとおりご報告いたします。

会派代表質問の通告締切は、2月25日正午とし、翌日26日午後3時から会派代表者会議を開催いたします。

議案質疑の通告締切は、3月6日午前9時といたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの27日間に決定いたしました。

次に、議案の付託についてお諮りします。

議会運営委員長の報告のとおり、議案第3号から議案第17号までの議案15件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政運営の基本方針説明及び市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日からの3月定例会よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、新年度の市政運営の基本方針を申し上げさせていただきます。

まずは、令和7年度の財政見通しについてであります。

国の令和7年度の地方財政計画において、地方交付税は令和6年度に比較して2,904億円増の18兆6,671億円とされており、一般財源の総額は1兆8,435億円増の67兆5,414億円となっております。

本市においては、人口減少の状況下でも、市税総額は同額程度が確保される見込みであります。しかしながら、近年、激甚化、頻発化する自然災害への備えや対策が必要であり、また脱炭素化や公共施設再編など、多様化、複雑化する諸課題に取り組むために、限られた財源、人材、時間をより効果的に配分した財政運営が求められております。

次に、令和7年度の当初予算についてであります。

令和7年度の一般会計当初予算は、昨年7月の大雨災害からの復興並びに防災対策事業に重点を置いて予算配分し、総額を171億4,000万円と決めました。

歳入では、市税を前年度比で1,177万6,000円、0.4%の増となる28億765万6,000円を計上し、地方交付税は53億円、寄附金は前年度同額の9億円を計上しております。

市債の発行については、令和7年度が活用期限となる合併特例債と緊急防災・減災事業債を有効活用するものとして、総額21億4,160万円となります。合併特例債は、白幡森周辺エリア市道整備事業と象潟前川線道路整備事業の2事業について、5億930万円を予定しております。緊急防災・減災事業債は、防災行政無線強靱化事業や消防救急デジタル無線更新事業などの3事業について、6億6,850万円を予定しております。また、昨年7月の大雨災害の対応として、災害復旧事業債1億4,040万円を予定し、着実に復旧作業を進めて参ります。歳出では、義務的経費のうち、人件費は前年度比5.0%増の28億9,425万3,000円、扶助費は7.3%増の23億7,377万6,000円、公債費は金利上昇の影響もあり1.1%増の17億2,919万1,000円となっております。

また、投資的経費は、白幡森周辺エリア整備事業や象潟前川線道路整備事業、消防救急デジタル無線更新事業に加え、災害復旧費として3億7,084万7,000円を計上し、合わせて105.4%増の31億9,183万1,000円となっております。

令和7年度の一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は、280億9,277万3,000円で、前年度と比較して59億5,886万5,000円、26.9%の増となっております。

次に、公約並びに総合発展計画に基づく、新年度の主な施策について申し上げます。

「快適に暮らせるまち」についてであります。

初めに、災害に強いまちづくりについてであります。

防災行政無線強靱化事業は、令和7年度に移動系無線設備の更新を予定しており、引き続き、有事における情報伝達の強化を図って参ります。

次に、防災体制の充実についてであります。

避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進するため、令和6年度に自治会の代表者や民生児童委員等を対象とした、災害時の個別避難計画作成説明会と個別避難計画作成推進研修会を開催しております。説明会では、支援者が要支援者にケガ等与えた場合の責任問題についての質問がありましたので、避難や支援中に安心して活動できるよう、支援者向け個人賠償責任保険への加入費用として10万円を当初予算に計上しております。引き続き、作成に積極的でない自治会に対しても随時、研修会等を開催し、共通認識を図りながら、誰ひとり取り残さない防災を目指して個別避難計画作成を促進して参ります。

次に、スマイルの整備についてであります。

総合福祉交流センタースマイルは、保健センター機能と子育て機能を一体化する施設と位置付け、令和8年度からの集約に向けた準備を進めて参ります。令和7年度は長寿命化改修工事のほか、子ども家庭センター事務室の整備や施設内照明のLED化を実施する計画となっております。

次に、白幡森周辺エリア整備・若者支援住宅の整備についてであります。

敷地造成については、令和7年10月末の完成、引渡しに向けて、工事を進めております。住宅の設計・建設及び維持管理運営については、令和7年5月の仮契約締結並びに6月定例会での契約議案提出に向けて、現在、事業者選定を進めております。本契約締結後は、令和8年3月の完成、引渡し並びに4月供用開始に向けて整備を進めて参ります。

次に、「子育てしやすいまち」についてであります。

初めに、子どもたちのスポーツ活動の充実についてであります。

子どもたちのスポーツ機会の充実を図るため、スポーツ少年団活動の支援及び中学校運動部活動の地域展開に向け、地域のスポーツ団体と連携をして取り組んで参ります。幼児・児童期の体力づくりについては、NPO法人BSスポーツクラブにかほと連携を図りながら、各種活動を展開して参ります。

次に、「高齢者が元気なまち」についてであります。

初めに、高齢者の生活支援についてであります。

声かけ見守り巡回事業は、75歳以上を対象者として実施しておりますが、これを要介護認定者が増加する80歳以上に引き上げ、一人ひとりに十分な時間を確保し、より問題の早期発見に資する事業として体制を強化してまいります。なお、80歳以下でも希望される方には、訪問を実施いたします。また、生活支援コーディネーターを配置し、集落サロンなど地域の居場所等に出向き、困りごとなどの情報収集に努めるほか、相談業務や他機関からの情報を基に、心配される高齢者宅を継続訪問し、生活実態の把握に努めて参ります。

次に、介護保険の単独保険者化についてであります。

令和7年4月から介護保険は、にかほ市単独の保険者となります。円滑な移行に向け、現在の介護保険被保険者証等はそのまま使用できることにするなど、準備を進めております。詳細は、3月広報で周知して参ります。なお、令和7年度に本荘由利広域市町村圏組合から職員1名が派遣される予定であります。

次に、「若者に魅力のあるまち」についてであります。

初めに、地元定着の推進についてであります。

小学生から高校生までの各年代に合わせた職場見学や企業説明会等を開催し、地元企業の魅力に触れる機会の充実を図って参ります。また、市内中小企業を対象に、求人サイトへの掲載料やSNSなどによる企業の情報発信に要する費用の一部を支援するほか、新卒獲得のためのスキルアップ講座などを開催し、若者の採用に積極的な企業を支援して参ります。さらに、若年就業者を対象にコミュニケーションスキルやモチベーションの向上に繋がるセミナーを開催し、若者の地元定着を推進して参ります。

次に、「人と文化が豊かなまち」についてであります。

初めに、みんなが楽しめるスポーツの振興についてであります。

市民がスポーツに親しむきっかけづくりとして、NPO法人BSスポーツクラブにかほ、市スポーツ協会、スポーツ推進委員と連携し、「スポレク祭」などの体験型イベントや体験教室を開催するほか、自治会等の要望に応じた出前講座や市内スポーツジムを活用した体力づくりに取り組んで参ります。また、公共スポーツ施設の環境整備を図り、利用者の拡大と市外からの誘客促進に繋げて参ります。

次に、「稼ぐ力が強いまち」についてであります。

初めに、稼ぐ農林業の育成についてであります。

農業については、地域農業の中心となる担い手と新規就農者の育成・確保に努めるとともに、稲作と高収益作物の複合化に必要な機械・設備の導入支援を継続して参ります。将来の地域農業のあり方などを示す「地域計画」については、令和5年度より旧小学校区単位を中心に、話し合いが進められてきました。現在、各地域の協議が終了し、令和6年度末までには、各地域で決定された地域計画が公告されます。今後は、策定された地域計画のブラッシュアップを行いながら、計画の実現に向け、これまでと同様、サポートを実施して参ります。

林業については、森林環境譲与税や県の水と緑の森づくり税事業を効果的に活用し、林道・作業道の維持管理や松くい虫の被害木処理を継続します。クマやイノシシなどの有害鳥獣については、クマが人の生活圏に出没しないよう緩衝帯の整備に努めるほか、鳥獣被害対策に対する補助制度を継続して参ります。

次に、資源を活用した水産業の振興についてであります。

近年は、海洋環境の変化が要因と見られる漁獲量の減少が著しく、水産物の安定供給が課題となっており、効果的な種苗放流と徹底した資源管理の推進、漁港施設の機能保全・強化事業への支援、海底耕耘による環境改善など水産基盤の整備を継続して参ります。また、自ら販路開拓や担い手育成、漁業の魅力発信に取り組む漁業者を支援する水産業活性化支援事業を継続し、担い手確保に努

めて参ります。

次に、魅力ある商業・サービス業づくりについてであります。

小規模事業者の人材不足や事業継承などの問題に対応するため、令和6年度からの5か年間計画である「第2期 経営発達支援計画」を、商工会とともに策定しております。引き続き、商工会と連携して小規模事業者を支援して参ります。

次に、魅力ある企業づくりについてであります。

基幹産業である製造業の競争力を強化するため、DX推進による中小企業の経営革新や生産性向上等への取り組みに対し、ハード、ソフトの両面から支援をして参ります。また、令和7年度からの5か年計画である「第3期 創業支援等事業計画」を策定しており、商工会と連携しながら新たに起業を目指す方を支援するとともに、市内のシェアオフィスの活用等、柔軟に働ける環境を整備し、企業誘致活動や関係人口の増加を推進して参ります。

次に、観光客の受け入れについてであります。

昨年6月にオープンしたニカホアウトドアベースの入館者数は、1月末現在で約10万5,000人となり、年間目標の10万人を既に達成しております。引き続き、モンベルとの連携により、会員115万人へのPRを通じて、アウトドア観光の推進と交流人口の拡大に努めて参ります。また、来年度から小砂川海水浴場の開設を取りやめ、今後は、カヤックやサップなどのパドルスポーツを楽しむ場所としての活用を検討して参ります。

次に、広域連携による観光振興についてであります。

環鳥海地域の観光地も組み込まれた大型クルーズ船のオプションツアーは、来訪者から好評をいただいております。引き続き、広域連携によるプロモーション活動を強化して参ります。また、ニカホアウトドアベースでは、環鳥海地域のアウトドア拠点として、近隣自治体等の情報を提供し、広域の周遊観光を推進して参ります。

次に、通年型観光プログラムによる誘客についてであります。

昨年は、市主催事業のほか、観光協会や登山ガイド協会、モンベルなどによるトレッキング、Eバイク、パドルスポーツ、スノートレッキングなど様々なアウトドアのイベントが開催されました。また、令和7年度に金浦B&G海洋センターを多機能型カヌー艇庫として建替え、ニカホアウトドアベースとともに、通年型のアウトドア拠点として、地域の賑わいを創出して参ります。

次に、「市民と行政が協働でつながるまち」についてであります。

初めに、地域内外の交流・連携についてであります。

令和7年度は、ショウニー市と姉妹都市交流35周年を迎えるため、交流事業のほか、両市の市民が相互に交流することを計画しており、引き続き交流の輪が広がることを期待しております。また、今年度実現できなかったドイチュランツベルク市長の来日については、改めて令和7年度に実施することで協議を進めて参ります。

次に、仁賀保高校魅力化プロジェクト推進事業についてであります。

昨年5月に設立した仁賀保高等学校魅力化推進地域連携協議会では、ワークショップを4回実施し、仁賀保高校魅力化の「目的」と「目指す生徒像・学校像」を共有しました。令和7年度は、そ

の実現のために、現場の先生方と連携を密にしながら、行政としても積極的に取組みを推進するほか、地域おこし協力隊を仁賀保高校に配置し、学校と地域をつなぐ役割や、生徒の学習支援を担ってもらうために、現在、学校側と調整をしております。新たな人材を配置することで、これまでの連携体制の一層の強化と、生徒の学習習慣の定着・学習意欲の向上のサポートを図って参ります。

「第八次秋田県高等学校総合整備計画」の素案では、仁賀保高校は統合対象から外れましたが、これにより今後の存続が確定したものではないと考えておりますので、引き続き学校、地域、行政が連携して、仁賀保高校魅力化プロジェクトを推進して参ります。

最後に市制施行20周年記念事業についてであります。

本年10月1日ではにかほ市は、市制施行20周年を迎えます。この記念すべき節目を機に、市民のさらなる一体感や、地域への愛着の醸成を図るため、20周年記念式典などを実施して参ります。

それでは、引き続き市政報告を行わせていただきます。

初めに、にかほ市地域防災計画の改訂についてであります。

今年度、5年振りのにかほ市地域防災計画の改訂を進めており、1月16日に第1回防災会議を開催し、国の防災計画と県の地域防災計画との整合性を図り、市の対策本部設置基準の見直し等を含む改訂案を提示しました。2月19日の第2回防災会議において、委員の意見等を取り入れた計画が策定されましたので、4月に公表を予定しております。

次に、災害時における相互応援にかかる協定についてであります。

2月5日、奥の細道を縁として、栃木県大田原市と、災害時における相互応援にかかる協定を締結しました。大田原市は、栃木県の北東部に位置しており、昨今の大規模災害の広域化、頻発化に備え、同時に被災する可能性の低い地域との広域連携は重要な対策と考えております。今回の協定により、市民の安全・安心を一層強化して参ります。

次に、津波災害ハザードマップについてであります。

平成25年度、津波災害ハザードマップを全戸配布しておりますが、令和4年度に県より指定された津波警戒区域を反映した、津波災害ハザードマップを作成しました。3月14日全世帯に配布を予定しております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和6年度のふるさと納税は、令和7年1月末時点で件数が1万8,867件、寄附額は前年度比1%増の7億6,897万6,000円となっております。令和5年度の制度改正による返礼品の変更や、寄附額の再設定の必要が生じたことから、4月以降、低調に推移しておりましたが、10月以降に寄附額が増加したことにより、結果として前年度を上回っております。これは、米の品薄などの影響により、米を確保する一つのチャンネルとしてふるさと納税が注目されたことや、経費の見直しなどにより増加したものと考えております。ふるさと納税による寄附については、大変貴重な財源であることから、引き続き、制度に合わせた既存返礼品の内容の見直しと、時節のニーズを捉えた新規返礼品の開発など、今後も寄附の増加に向けた取組みを進めて参ります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組みについてであります。

令和5年度、にかほ市地域脱炭素推進協議会を設置し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、地域

の再エネ目標や具体的な取組みを検討し、にかほ市版地域脱炭素将来ビジョンとなる「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の作成等に取り組んで参りました。令和6年度末に公表を予定しており、計画の実行性を高めるため、併せてゼロカーボンシティ宣言を行うことも予定しております。令和7年度からの実行に向けて、官民連携のうえ、地域の利益に資する取組みを推進して参ります。

次に、住民税非課税世帯等に対する給付金についてであります。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、国や県の補助財源を活用しながら、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する住民税非課税世帯支援給付金と、18歳以下の子ども1人当たり2万円を上乗せ支給する低所得子育て世帯加算給付金と、1世帯当たり6,000円を支給する灯油購入費等助成金を実施しております。対象世帯には2月1日付で申請書類等を送付し、支給対象2,655世帯のうち、2,268世帯についてはプッシュ方式で2月27日に振込み予定となっております。プッシュ方式の対象外となった住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に未申告者や転入者が含まれる世帯の387世帯については、順次、申請受付・審査のうえ、支給を開始します。

次に、学童保育星城クラブの閉所についてであります。

上郷地区の学童保育は、社会福祉法人明星福祉会に委託し、開設しておりましたが、支援員の退職等でスタッフの確保が出来ず、学童保育の運営継続が難しい状況にあるとの相談がありました。今後の利用の意向等について、上郷地区の未就園児を除く0歳から小学校5年生の保護者を対象にアンケート調査を行い、11月には、保護者説明会を開催しました。上郷地区の学童保育クラブの存続について、アンケート結果を基に検討を重ねた結果、令和7年度より象潟地区と上浜地区の二つの学童保育クラブにおいて、上郷地区の放課後児童の受け入れを行うこととなりました。今後も、放課後や長期休みにおける適切な遊びや生活の場を確保し、保護者や児童が安心して利用できる環境の整備に努めて参ります。

次に、介護サービスの充実についてであります。

令和6年10月、市内に24時間365日の訪問介護を行う定期巡回随時対応型訪問介護・看護事業所が開設されました。市では、開設準備に対し補助金を交付し、支援を行っております。医療・介護の総合的ニーズを有する高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅で少しでも長く生活できるよう、また24時間、夜間の転倒や体調不良など急な連絡にも対応できるよう在宅生活を支援できる体制を整備しております。今後も、介護サービスの適切な提供に取り組んで参ります。

次に、令和7年産米の「生産の目安」についてであります。

秋田県農業再生協議会は、昨年の米の品薄感などを踏まえ、十分な在庫を確保し、供給の安定を図るため、令和7年産米の「生産の目安」を、昨年より約1万1,000トン増の41万9,000トンとしました。これを受け、昨年12月開催のにかほ市農業再生協議会では、令和7年産米の「生産の目安」は、前年比約300トン増の9,537トン、面積換算では前年比約58ヘクタール増の1,700ヘクタールとしております。今後も、米の安定供給を維持するため、生産者や関係機関、各種団体と連携をし、需給バランスを考慮した生産体制の整備に努めて参ります。

次に、ハタハタ漁についてであります。

今季の県内のハタハタ漁獲量は、沖合・沿岸合わせて約14トンで、禁漁が明けた平成7年以降最少となった昨年を下回りました。本市においても、沖合・沿岸合わせて前年比1.3トン減の4トンで、記録的な不漁となっており、県水産振興センターでは、海水温の上昇など環境変化の影響が大きいとしております。今後の管理方法については、関係機関で議論をする予定とのことから、県の動向を注視して参ります。

次に、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業についてであります。

県は、前川地区の西側と隣接する象潟地区の一部、計46.9ヘクタールの面工事を、1月末で完成する計画でしたが、一部の工区で工期が延長されたため、全工区の完成は3月中旬になる見込みとなっております。令和7年度の予定工区は、前川地区の東側と西側の一部、計34.5ヘクタールを計画しており、3月下旬には施工業者が決定する予定となっております。

次に、市内の経済状況についてであります。

昨年10月から12月の景況調査では、依頼した68社のうち61%にあたる42社から回答がありました。全体としては前年同期と比較して「好転」が12社、「横ばい」が9社、「悪化」が21社となっております。飲食・宿泊・運輸業においては、物価・燃油高騰による影響が大きく、更に国の「燃料油価格激変緩和対策」が終了したことから、今後も先行きが見通せない状況となっております。製造業の19社においては、「好転」が8社、「横ばい」が7社に対し、「悪化」は4社と回答しており、DI値がプラスに転じております。今後の見通しについても、7社が「好転」、7社が「横ばい」と回答しており、明るい兆しが見えております。

市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、12月末現在で1.19倍となり、3か月連続で前年同月を上回っております。業種別の有効求人倍率は、一般事務0.43倍、製品製造・加工処理5.05倍、介護サービス職3.40倍など、大きな差がありますが、多くの業種において人手不足が課題となっており、今後も地域における雇用状況を注視して参ります。

次に、高校生の就職状況についてであります。

今春に卒業予定の本市在住高校生は前年と同数の170人で、就職希望者は3人増の71人となっております。就職希望地は県内が1人減の56人、県外は4人増の15人となっております。12月末現在の採用内定者は67人（内定率94.4%）で、県内は22社に53人、うち市内は10社に28人、県外は14社に14人となっております。

次に、県事業「にかほ市課題解決ツアー」についてであります。

1月21日から24日までの4日間にわたり、首都圏企業を対象とした課題解決ツアーが県主催のもと、本市を主会場に開催されました。これは、県内へのリモートワーク移住、サテライト拠点の誘致などを促進することを目的に、地方の課題解決をビジネスチャンスと捉えた10社16人が、市内の企業や市役所などを訪問しながら、課題解決プログラムに取り組み、地方進出を目指してもらうものであります。このツアーが契機となり、企業のビジネス拠点誘致に繋がることを期待しているところであります。

次に、空き家の利活用についてであります。

1月末時点の「にかほ市空き家情報バンク」の状況は、新規登録が16件、売買・賃貸成立が5件、交渉中が5件となっており、昨年度を既に上回っております。今後も、空き家相談会など、空き家情報バンクの活用を促進して参ります。

次に、鳥海山・飛島ジオパークの再認定についてであります。

鳥海山・飛島ジオパークは、10月30日から11月1日までの3日間にわたり、4年に一度の再認定現地調査が行われ、1月27日に日本ジオパーク委員会において、2度目の再認定を受けました。審査結果では、地域における国際的価値の共有などの指摘はありましたが、鳥海山の山体崩壊と地震の隆起で生まれた象潟の景観保全と研究が、産学官一体で進んでいることなどが評価されております。今後は、ユネスコ世界ジオパーク認定に向け、地域一体となった機運の醸成を図り、各種活動を推進して参ります。

次に、観光イベント等の状況についてであります。

冬季のイベントとして定着した「ジオサイト・スノートレッキング」を3回開催し、計71人の参加者がジオガイドの案内のもと、冬師湿原などの絶景や、動植物の痕跡などを楽しみました。また、巾山スノーパークでは、2月17日現在、延べ155人が小学校の授業やスポーツ推進委員会のイベントなどで利用しております。

最後に、スポーツ賞及び健康スポーツ賞表彰についてであります。

2月8日、にかほ市スポーツ協会主催による「令和6年度にかほ市スポーツ賞及び健康スポーツ賞」の表彰式が、仁賀保勤労青少年ホームで開催され、功労賞や栄光賞など計46名と6団体が受賞をしております。また、5年ぶりにスポーツ講演会も開催され、本市出身の日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士である馬淵恵（まぶち めぐみ）氏による、食事の大切さについての講演が行われております。

●議長（宮崎信一君） 報告いたします。9番佐々木平嗣議員が着席をしております。

次に、教育行政の基本方針説明及び教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） 初めに、新年度に臨む教育行政の基本方針を申し上げます。

にかほ市教育委員会は、教育が「人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」という教育基本法に則り、秋田県教育の指針にある「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を目標に、教育の充実・発展に努力して参りました。市民一人ひとりが、霊峰鳥海の恵みを意識したふるさとの魅力を心に刻み、人生をたくましく生き抜き、地域社会に貢献していくためには、「教育の果たす役割」が極めて大きいと考えています。現在、国際情勢や物価高騰、自然災害や感染症等の影響により、多くの人々が心身の不調や不安を感じております。このような中で、児童生徒の教育や生涯学習環境においても、学力の定着や向上に努めながら、同時に心のケアにも配慮するなど、学習者の安心と安全を意識した教育行政を展開しております。令和7年度の教育委員会では、昨年引き続き「超にかほ一体」を合い言葉に施策を進めて参ります。市制20周年を迎え、4年目となる「にかほ市教育大綱」をベースに、

旧3町が持っている教育資源の貴重な価値をさらに認知し活用しながら、協働して教育政策に取り組み、にかほ市の教育が秋田県の「ふるさと教育」を牽引していきたいと考えています。

現在にかほ市教育委員会では、少子化による人口減少が進む中で、「生涯学習」を骨格に据えて、教育行政を進めております。人間は、この世に生を受けて成長する過程で、家庭教育、幼保教育、小・中・高の学校教育、大学、専門学校、社会人教育のそれぞれのカテゴリを経験します。私たちは、学校教育に地域住民の培ってきた生涯学習の手立てを積極的に投入し、義務教育において、市民の協力による教育活動への参加や支援をお願いしたいと思っております。

昨年10月に小学校の授業に地域の高齢者が参加し、小学4年生と地域のお年寄りが一緒にポッチャとモルック競技を行いました。子どもたちにとっても、地域住民にとっても「心躍る楽しい体験」となりました。参加者から「小学生と喜びを共有できた、小学生に戻ったようで楽しかった、また、参加したい」という声が多数あったことは、令和7年度の生涯学習の推進に向けて励みとなっております。

学校教育においては、昨年の小・中学校訪問を踏まえ、「スマイル&リクペクト」をキーワードに、教育実践を進めて参ります。教職員は、同僚や子どもたち、保護者を含めた他者に対して、また、大人が子どもたちに対して「スマイル&リスペクト」を率先して意識した教育活動を展開いたします。また、「非認知能力」を意識した教育活動を進めて参ります。学力検査等では測定できない、数値化できない能力である「やる気、忍耐力、協調性、自制心」など、人の心や社会性に関する力、自分と他者を大切にできる非認知能力の育成を常に意識して教育活動を展開して参ります。そして、「認知能力」と「非認知能力」のバランスを考慮しながら、個別最適な学びを提供できる学校教育を展開して参ります。

学校環境適正化に関する計画について、少子化による出生数等が減少するなかで、これまで広く市民の皆さんから御意見・御要望をいただきました。令和7年度は、これらを踏まえた計画の実行に更なる検討を重ねていく年度となります。学校環境の適正化には、学校教育の質を確保し、子どもたちが相互に関わりを持って、他者に対して優しく寄り添える「にかほ人（びと）」の育成と、地域を笑顔で元気にする教育環境の整備が重要と考えております。そのためには、にかほ市における将来の子ども数について、予測データ等を参考にしながら多様な視点を取り入れ「適正な学校の在り方」について、綿密に検討していく必要があります。

私たちは、秋田県が抱える共通課題としての少子化による学校再編、高齢化による孤独や孤立、コミュニティの脆弱化等を、マイナス思考で捉えることなく、子どもたち一人ひとりの個性を把握し、長所を伸ばすきめ細かな教育を展開できるチャンスであると前向きに捉えています。にかほ市教育委員会は、教育行政を預かるものとしての「責任の重大さ」を改めて深く認識しており、令和7年度は、何が最適解かを追究しながら、地域に根ざし信頼される教育、未来を拓く教育を進めるために、全力で努力して参ります。

次に、「第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画）」に基づく主な施策について申し上げます。

「子育てしやすいまち」に関する事項についてであります。

初めに、児童生徒の学力向上及びたくましい心と体の育成についてであります。

令和7年度の学校教育における大きな目標は、今年度に引き続き、予測困難なこれからの社会をたくましく生き抜くための力と確かな学力を育むことであります。この目標を実現するために、学校教育の充実に努めて参ります。まず、学習においては、児童生徒が自分の疑問を解決し、「わかった!」「おもしろい!」と感じられるような授業を目指して参ります。具体的には、一つ一つの知識がつながり、学びの面白さを実感できるような授業を進め、学びに対する興味を引き出します。そして、児童生徒が周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想を生み出すことができる授業を展開いたします。また、見通しをもって粘り強く取り組む力を育むために、学習目標の設定と学びの振り返りを大切にいたします。児童生徒に学習の見通しをもたせ、その学びを自分で確認できるような時間を確保いたします。これらを通じて、児童生徒が自ら課題を見付け、解決する力を育て、学びを深めるとともに、達成感を得られる授業づくりを行って参ります。

次に、安心して学習に取り組むことができる学年・学級づくりにも力を入れ、児童生徒一人ひとりが自分の力を最大限に発揮できるよう支援して参ります。より良い学年・学級づくりのためには、児童生徒と教師、児童生徒同士の良好な人間関係が不可欠で、楽しい学校生活を送るために、アンケートやQ-U検査などを活用し、学級づくりに役立てて参ります。また、児童生徒の理解を深めるための研修を実施し、学校全体で協力し合う環境づくりを進めて参ります。

さらに、一人ひとりの学びを支えるため、ICTの活用を推進します。「1人1台端末」を有効に活用し、用語検索や学習支援ソフト、協働学習支援ツールなどを活用することにより、児童生徒が自分の疑問を追究できるようにいたします。これにより、個別最適な学びを深めていくとともに、児童生徒の考えを可視化し、相互に話し合いながら学びを深めて参ります。外国語教育においては、教育指導員や外国語活動支援員、ALTなどを活用し、外国語を使ったコミュニケーションの場面を意図的に設定し、外国語によるコミュニケーション能力を高めて参ります。理科教育では、児童生徒が夢中になって考え、解決しようとする姿勢を育てるために、実験や探究活動を中心に授業を進めるとともに、教職員向けの研修会も実施し、楽しく学べる理科の授業を推進して参ります。また、道徳教育の充実も重点に掲げ、児童生徒がより良い生活や人間関係を築き、自己の生き方について深く考えることができるよう取り組んで参ります。

次に、地域を活かした教育環境の充実についてであります。

本市の歴史や文化、防災教育、最新科学などを学ぶ「にかほ地域学」を中核としたふるさと教育を推進するとともに、鳥海山・飛島ジオパークと連携した自然遺産などを学ぶ「にかほジオ学」を継続して参ります。市内の教育施設や地域人材等を積極的に活用していくことで、ふるさとにかほのよさを実感し、ふるさとにかほを愛し、ふるさとにかほを支えていく人材を育成して参ります。

また、中学校においては、「にかほ市若者円卓会議」との連携や地元企業との繋がりを重視した企業説明会の開催等を通して、働く人の願いや思いに触れ、実際に仕事を体験するなど地域に根ざしたキャリア教育を進めていくほか、秋田大学との連携による市内中学校を卒業した学生を講師とした講演会を行います。これらの事業を通して、将来の目標に繋がる進路選択ができるように支援して参ります。

終わりに、新たな教育課題への対応についてであります。児童生徒の実態や特性に対する保護者の理解を深め、関係機関と連携し、適切な教育相談を推進して参ります。不登校児童生徒への対応として、にかほ市教育支援センター「ばすてる」を中心に、学校、教育研究所不登校児童生徒対応教育指導員、こども家庭センターや児童家庭支援センター「こねくと」等の関係機関と連携した相談体制を整えており、一人ひとりの心の不安を軽くし、心の居場所づくりや社会的自立を支援して参ります。

また、急速に発展する高度情報化社会に適応できる児童生徒を育てるために、情報活用能力の向上を引き続き目指して参ります。ICT支援員を配置することで、より効果的な活用を目指し、研修や日常の授業支援等を通して、教員のICT活用能力の向上に努めて参ります。プログラミング教育においては、仁賀保高校や関係機関と連携し、本市で開催されているWRO公認秋田中央地区大会への積極的な参加を目指すなど、更に充実を図って参ります。

「人と文化が豊かなまち」に関する事項についてであります。

初めに、生涯学習の推進と充実についてであります。

多様化・高度化する市民の学習ニーズや、生活スタイルを考慮した学習機会の提供と、学習内容の充実を図ることで魅力的な学びの場を創出し、あらゆる世代の市民が、生涯にわたり意欲を持って学び続けることができるような環境を整備して参ります。各種講座等の開催にあたっては、市広報やSNS、報道機関等も活用して広く情報発信して参ります。

また、障がいのある方も参加できるような講座の開催について、関係機関と連携しながら、実施に向けて取り組んで参ります。一人ひとりが地域の担い手となり、地域全体がウェルビーイングの向上を目指して、今後も公民館や学校、家庭、地域が連携し、生涯の各期における学習の推進を実践して参ります。

次に、芸術文化の振興と支援についてであります。

市民の多くが芸術文化活動に興味を持ち、参加できるような発表の場を設けるとともに、学校との連携により子どもが芸術鑑賞できる機会、あるいは芸術文化団体等による創作体験教室や講座を開催することで、幅広い年齢層が芸術文化に触れる機会を提供して参ります。芸術文化団体の活動や育成についても継続的に支援し、若い世代の会員等を増やすための交流機会を創出するなど、芸術文化活動の振興に努めて参ります。

また、文化祭においては、慣例にとらわれることなく学校や企業と連携した「参加体験型交流イベント」を開催するなど、更に工夫を重ねて事業内容の充実を図って参ります。

次に、図書館の充実についてであります。

幅広い年齢層からの図書館利用に繋がるよう、特に利用の少ない中・高校生が興味を持つような図書選定にて充実度を高め、来館者数の増加を目指して参ります。また、図書館を利用しにくい環境にある市民にも移動図書館などのサービスを提供することで、市民の皆様が情報の取得や、芸術、文学を鑑賞するといった読書ができる機会を増やし、地域の文化的な活動の底上げを図って参ります。ブックスタート事業やお話会など、未就学児と保護者が絵本に触れ合える機会の提供、小・中学校における校外学習を通じた図書館活用情報の周知、学校図書館との連携強化、県立図書館をは

はじめとする県内公立図書館との相互貸借事業による貸出サービスの充実などによる、各世代に応じた読書活動の推進に努めて参ります。

次に、フェライト子ども科学館の充実についてであります。

市内全小学校において、「移動科学実験教室」を引き続き実施いたします。この実験教室は、本市の特色ある理科教育事業として、対象学年の3年生は磁石、5年生は電磁石を学習テーマに、科学館職員が小学校に出向いて、あるいは科学館で特別授業を行います。このほか、米村でんじろうサイエンスプロダクション実験教室の開催やWRO事業等のプログラミング教育を含めた幅広い科学に関する学習機会の提供を継続して参ります。

次に、白瀬南極探検隊記念館の充実についてであります。

白瀬隊子孫に関する継続調査により、学術調査を裏付ける資料が新たに寄贈されており、これらの資料を基に企画展を開催いたします。また、にかほ市デジタルアーカイブ事業は、引き続き既存及び新たな寄贈資料を含め、メタデータ化を進めて参ります。白瀬イズム継承ゾーンの雪上車展示室内に、冒険家・阿部雅龍氏の足跡コーナーを設けるとともに、名誉館長であり、初めて日本人として南極点に到達した村山雅美氏率いる第9次南極地域観測隊の展示をリニューアルいたします。

次に、史跡・名勝・天然記念物の保護・管理についてであります。

国指定天然記念物獅子ヶ鼻湿原については、近年の湿原周辺の環境変化を踏まえた調査結果の公開や活用方針、そして、保存・活用に取り組んでいく運営方針、取扱い基準などを定めた保存活用計画を策定しており、令和7年度は、文化庁の認定に向けた申請手続きを進めるとともに、引き続き水質などのモニタリング調査を実施いたします。

終わりに、伝承芸能・年中行事の保存・継承についてであります。

本市には、国の重要無形民俗文化財に指定されている小滝のチョウクライロ舞をはじめ、5つの番楽が県指定されるなど重要な伝承芸能があるものの、それぞれが後継者不足による存続の課題を抱えております。そうした中であって、県外学生を対象とする番楽体験プランを企画・開催したり、地域外の女性が笛の奏者として新たにメンバーに加わった例があるなど、例年とは一味違った新たな取り組みから盛り上がりを見せた地域もあり、今後が期待されるところであります。先人たちが守り受け継いできた伝承芸能は、携わる人々の郷土愛を育み、また世代間交流を通して地域のつながりをもたらす貴重な文化であることから、引き続き保存団体連絡協議会と共同し、市内小中学校や高校において番楽体験事業を行うほか、鳥海山伝承芸能祭を開催するなど、後継者の育成と保存継承に努めて参ります。

次に、最近の教育行政について報告いたします。

子どものつどいについてであります。

3公民館では、冬休み中の小学生を対象に「子どものつどい」をそれぞれ実施いたしました。1月8日の金浦公民館には35人、9日の仁賀保公民館には24人、10日の象潟公民館には45人の児童が参加し、地域で活動する方々から凧や紙飛行機づくり、つるし飾りづくりなどを教わったり、卓球、ミニテニス、eスポーツなどを一緒に楽しみました。この事業は、地域住民と子どもたちの貴重な世代間交流の場として、また、新たな体験ができる機会としています。今後は、各小学校間

の交流がより深まるよう、更に工夫を重ねて参ります。

次に、にかほ市二十歳を祝う会についてであります。

「令和6年度にかほ市二十歳を祝う会」は、対象者266人のうち192人の参加のもと、1月12日に開催しました。友人や恩師との再会を喜びあう姿が非常に印象的でありました。今年度の式典出席率は73.3%と、昨年度より4.1%上回りました。

次に、白瀬隊遺族からの遺品寄贈についてであります。

1月15日、白瀬隊開南丸の運転士の孫で仙台市在住の秋野さんより、船員手帳や試験合格証、石塊など9種類62点の遺品が白瀬南極探検隊記念館に寄贈されました。これらの遺品類は、秋野さんの実家の蔵から発見されたもので、特に石塊は、南極探検の際に採取された石の可能性があると同時に、今後の学術調査を裏付ける貴重な資料と捉えております。長年継続してきた遺族調査や子孫の集い、書面調査等によって新たな遺品や資料の寄贈・寄付に繋がってきております。今後も白瀬巖頭彰会、NPO法人白瀬南極探検隊100周年記念会と連携し、調査研究並びにデジタルアーカイブ化を進めて参ります。

次に、白瀬中尉をしのぶ集いと関連イベントについてであります。

白瀬南極探検隊が到達点の一角を大和雪原と命名した1月28日に因んだ、第58回雪中行進を開催しました。5年ぶりに金浦小学校5・6年生と金浦中学校1・2年生が加わり、賑わいのある行進となりました。自衛隊関係者や白瀬巖頭彰会等の関係者及び一般市民など170名の参加がありました。行進の最終地点の南極公園では、小・中学生の代表から今年の目標や決意の宣誓を行いました。天候の悪化への対処など、今後の安心と安全の提供への検討課題としております。

次に、「方角石と日和山」の県史跡指定についてであります。

2月4日、秋田県文化財保護審議会における、県指定文化財の審議が行われ、にかほ市では平沢地区「丁刃森方角石」、金浦地区「沖の島方角石」および象潟地区「蛸満寺方角石」の3件を新たな県史跡指定とするよう答申があり、後の秋田県教育委員会告示を経て、正式な指定となります。これらは、当時の北前船などの舟運文化を理解する上で貴重な史跡であるとして、方角石が現存する日和山を一体的に文化財として保護するものであります。設置当時の状態を保っている方角石は全国で15基にとどまり、今回指定となる方角石はそのうちの3基になります。また、本市においては鳥海山の山体崩壊による流れ山の上に設置しているといった特徴も持ち合わせております。この指定の結果、本市の県指定文化財は31件となります。

次に、親子ふれあい体験教室についてであります。

2月9日、金浦公民館において、市内小学校の親子を対象に「親子ふれあい体験教室」開催し、親子21組47人の参加がありました。生涯学習奨励員が講師となり、墨絵やお茶作法、天然石プレスレット作りを体験し、最後は参加者全員でパルーンアートのパフォーマンスを見学しました。親子での体験活動を通して信頼関係と強い絆を築き、子育ての手ごたえと自信を高めることで家庭での教育力向上を図ることを目的として今後も開催して参ります。

最後に、公立高校等の入試状況についてであります。

秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査は、特色選抜および一般選抜ともに3月5日に実施され

ます。自身の進路を実現させるために努力を積み重ねてきた生徒たち全員が、笑顔で春を迎えられることを切に願っております。

●議長（宮崎信一君） これで施政運営の基本方針説明及び市政報告を終わります。

所用のため、暫時休憩をいたします。11時15分までといたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時15分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4議案第3号「農業委員会委員の任命について」から日程第42議案第41号「令和7年度にかほ市下水道事業会計予算について」までの、議案39件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3月定例会に提出しております、議案の要旨について説明をさせていただきます。

はじめに、議案第3号から議案第14号までの「農業委員会委員の任命について」であります。

これは、農業委員会委員の定数12名を任命しようとするもので、各議案に記載の方々を適任者と認め、任命することについて、議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第15号から議案第17号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。これは、令和7年6月30日をもって任期満了となる3名の委員の方々を、引き続き適任者と認め委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第18号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」であります。これは、「刑法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号「にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。これは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号「にかほ市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について」であります。これは、行政手続のオンライン化を可能とし、市民の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第21号「にかほ市職員の育児休業等に関する条例及びにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。これは、「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 22 号「にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」であります。これは、「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正、並びに秋田県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 23 号「にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。これは、「国家公務員等の旅費に関する法律」などの一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次からの議案 5 件につきましては、いずれも本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の、介護保険に関する事務委託の廃止により、本市単独で介護保険事業を行うことに伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第 24 号「にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第 25 号「にかほ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について」、議案第 26 号「にかほ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第 27 号「にかほ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について」及び、議案第 28 号「にかほ市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」は、それぞれの事業や組織に係る人員、設備、及び運営等に関する基準を定めようとするものであります。

次に、議案第 29 号「にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について」であります。これは、「にかほ市上郷生活改善センター」及び「にかほ市象潟構造改善センター」を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 30 号「にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」であります。これは、市営住宅の入居者資格を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 31 号「にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の変更について」であります。これは、敷地造成事業費の増額が必要となったことから、契約内容を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 32 号「令和 6 年度にかほ市一般会計補正予算（第 13 号）について」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ 2 億 5,778 万 3,000 円を追加し、総額を 170 億 3,948 万 1,000 円とするものであります。主な内容としては、事業の完了や実績見込みに基づく補正のほか、国の交付金の活用による物価高騰対策事業や、市債の任意繰上償還などを行うための予算を計上するものであります。

次からの 2 件の補正予算案は、いずれも事業の完了や実績見込みに基づく補正を行うものであります。

はじめに、議案第 33 号「令和 6 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）について」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ 8 万 4,000 円を追加し、総額を 28 億 1,384 万円とするものであります。

次に、議案第 34 号「令和 6 年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について」でありま

す。収益的収入予定額を1,650万円減額し、総額を14億5,945万7,000円とし、収益的支出予定額を5,707万5,000円減額し、総額を14億1,651万5,000円とするほか、資本的収入予定額を979万2,000円減額し、総額を7億3,467万7,000円とし、資本的支出予定額を2,197万8,000円減額し、総額を12億507万8,000円とするものであります。

次に、議案第35号「令和7年度にかほ市一般会計予算について」であります。新年度予算については、昨年7月の大雨災害からの復興、並びに防災対策事業に重点を置いて配分し、歳入歳出予算の総額を、前年度比20億4,000万円(13.5%)増の、171億4,000万円と定めるものであります。予算の編成方針や概要については、先ほど、「市政運営の基本方針」で述べたとおりであります。また、詳細については、このあとの特別会計予算、及び企業会計予算を含め、担当部長が補足説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第36号「令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、前年度比6,378万6,000円(2.3%)減の27億4,997万円と定めるものであります。

次に、議案第37号「令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、前年度比2,701万7,000円(32%)増の1億1,149万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第38号「令和7年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、前年度比2,492万9,000円(6.2%)増の4億2,771万9,000円と定めるものであります。

次に、議案第39号「令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算について」であります。これは、令和7年度から市が単独保険者となるため、新たに特別会計を設けるもので、歳入歳出予算の総額を37億4,960万5,000円と定めるものであります。

次に、議案第40号「令和7年度にかほ市水道事業会計予算について」であります。給水戸数を10,746戸、年間給水数量を311万2,135^mと定め、収益的支出予定額、及び資本的支出予定額の合計を前年度比2億3,807万6,000円(22.5%)増の12億9,771万1,000円と定めるものであります。

最後に、議案第41号「令和7年度にかほ市下水道事業会計予算について」であります。接続戸数を7,953戸、年間総処理水量を193万5,831^mと定め、収益的支出予定額、及び資本的支出予定額の合計を前年度比5,697万6,000円(2.1%)減の26億1,627万7,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨を説明させていただきました。補足説明については、担当部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 訂正。

●市長（市川雄次君） 議案第23号である部分を議案第32号と発言してしまいましたので、議案第32号と言った部分については、議案23号に訂正をさせていただきたいと思っております。

（該当箇所訂正済み）

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から主な項目について補足説明を行います。

初めに、議案第3号から第14号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案12件の補足説明をいたします。

別紙資料の農業委員候補者一覧をご覧ください。表に記載のとおり、候補者12名中、10名が現在の委員でございます。また、今回任命しようとする委員の任期は、令和7年4月1日から、令和10年3月31日までの3年間となります。委員は市長が任命いたしますが、その選任を行うためには、農業者が組織する団体等からの推薦、又は自薦により、募集を行うこととされております。

今回は、今年1月15日を期限とした募集を行い、定数12名に対して、同数の応募がございました。1月30日に、副市長を委員長とする、にかほ市農業委員候補者評価委員会を開催し、その結果といたしまして、応募者全員を適任者として市長に報告をし、本日の提案に至ったものでございます。議案第3号から議案第14号までについての補足説明は、以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第15号から第17号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第15号、第16号、第17号につきましては、お手元に配布しております、履歴書のとおりでありますので補足説明は特にございませぬ。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第18号から議案第23号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 始めに議案第18号について、補足説明いたします。

提出議案説明資料1ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、刑法等の一部改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が新たに創設されることに伴い、関係する3つの条例を改正するものです。

資料1ページから2ページ上段にかけては、「にかほ市一般職の職員の給与に関する条例」、2ページ下段は、「にかほ市消防職員の定員、任免、服務等に関する条例」、3ページは「にかほ市個人情報保護法施行条例」であります。それぞれ現行の条文にある「懲役」及び「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に改めるものであります。なお、改正条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号についてでございます。提出議案説明資料4ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、条例に引用している法律の条項に、項ずれが生じたことに伴いまして、これを改めるものであります。なお、改正条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号についてであります。こちらは議案綴22ページをご覧ください。新たに制定する条例でございますが、第1条では、条例の目的につきまして、市の機関等に係る申請、届出、その他の手続きに関して、情報通信技術を利用して行うための共通事項を定めることとしております。

23ページから24ページにかけての、第3条及び第4条では、市の機関等と申請者が電気通信回線で接続した「電子情報処理組織」による申請や処分通知などの手続きに関して、定めております。24ページから25ページにかけての、第5条及び第6条では、従来まで書面により作成し縦覧に使用していたものに関して、電磁的記録を作成し、縦覧に使用できることを定めているものでございます。25ページの第8条では、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用などにより、情

報を入手、又は参照できる場合においては、手続きにおける添付書面等を省略できるという旨を定めているものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 21 号についてであります。この条例改正は、国の法改正に伴いまして、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するなどの必要があるために行うものでございます。提出議案説明資料の 5 ページの新旧対照表をご覧ください。上段は、「にかほ市職員の育児休業等に関する条例」であります。第 18 条で引用している、法律の条項を改めようとするものであります。5 ページ下段から 7 ページにかけては、「にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」であります。このうち、第 8 条の 2 の改正につきましては、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものでございます。なお、改正条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

次に、議案第 22 号についてであります。これは、先ほど市長が申しあげました理由により、関係する 6 つの条例を改正しようとするものであります。提出議案説明資料 8 ページの新旧対照表をご覧ください。この 8 ページから 29 ページにかけては、「にかほ市一般職の職員の給与に関する条例」の改正であります。主な改正内容は五つでございます。一つ目は、配偶者に係る扶養手当廃止と、子に係る扶養手当引上げ、二つ目は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、三つめは、寒冷地手当の廃止、四つ目は、定年前再任用職員への住居手当の支給、五つ目は、職員の給料表の号給構成の改正となっております。

資料 29 ページ下段から 30 ページ上段にかけての「にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、及び 30 ページ中段の「にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」の改正は、寒冷地手当を廃止しようとするものであります。

30 ページ下段から 31 ページにかけての「にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」、31 ページ下段から 32 ページにかけての「にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」、及び 32 ページの「にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」の改正につきましては、寒冷地手当の廃止と、定年前再任用職員、及び暫定再任用職員への住居手当の支給について定めるものでございます。なお、これらの改正条例については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 23 号についてであります。提出議案説明資料 33 ページの新旧対象表をご覧ください。条例第 35 条の別表第 3 の改正でございますが、外国へ出張する場合における、現地経費や宿泊料を支給する旅行地の区分について、改正前の「国家公務員等の旅費支給規程」で定める地域としようとするものでございます。これは、令和 6 年の「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正が、旅費の計算等に係る規定の簡素化や、支給対象の見直しなど、大幅な制度改正であったことから、秋田県の取扱いを注視しながら、令和 7 年度中にそれに準じた改正を行うこととして、それまでの間は、従来からの規定を維持しようとするものでございます。なお、今回の改正条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。補足説明は、以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 24 号から議案第 28 号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、始めに、議案第 24 号について補足説明させていただきます。議案綴は 63 ページをご覧ください。

第 1 条では、介護保険法に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとするを規定しております。第 3 条、人員及び運営に関する基準については、平成 11 年厚生省令第 38 号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に定めるところによることと規定しております。また、第 2 項では記録の整備、保存期間として、基準省令では 2 年間とあるところを、5 年間としております。これは、事業者が不適正な給付費の請求を受けた場合で給付費の返還が生じた場合、給付費の返還請求は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年と定められていることから、5 年間の保存義務をつけるものであります。この 5 年間の保存義務は、議案第 25 号、第 26 号、第 27 号でも同様に 5 年間と規定しております。議案第 24 号についての補足説明は以上です。

続いて、議案第 25 号について説明いたします。議案綴は 65 ページをご覧ください。

第 1 条では、介護保険法に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとするを規定しております。第 3 条では、人員及び運営等に関する基準は、平成 18 年厚生労働省令第 37 号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるところによることと規定しております。議案第 25 号の補足説明は以上です。

続いて、議案第 26 号について補足説明いたします。議案綴は 67 ページをご覧ください。

第 1 条では、介護保険法に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとするを規定しております。第 5 条では、人員、設備及び運営に関する基準は、平成 18 年厚生労働省令第 34 号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定めるところによることと規定しております。議案第 26 号の補足説明は以上です。

続いて、議案第 27 号について補足説明いたします。議案綴は 70 ページをご覧ください。

第 1 条では、介護保険法に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとするを規定しております。第 4 条では、人員、設備及び運営等に関する基準は、平成 18 年厚生労働省令第 36 号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるところによることと規定しております。議案第 27 号の補足説明は以上です。

続いて、議案第 28 号について補足説明いたします。市町村に設置・運営する責務がある地域包括支援センターの基準を定める条例を制定するものであります。議案綴は 72 ページをご覧ください。

第 1 条では、介護保険法に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めることを規定しております。第 3 条では、基本方針として、被保険者に対し、各サービスや必要な援助等を利用できるよう導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事としております。第 4 条では、職員に係る有資格者の配置基

準及び当該職員の人員数について規定しております。議案第 28 号の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 29 号について、農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 議案第 29 号につきましては、先ほど市長が提案要旨で説明したとおりでございますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 30 号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第 30 号につきまして補足説明いたします。

未就学児童のいる世帯等の所得要件、及び配偶者暴力防止等法に規定する、配偶者等から暴力を受けたものに該当する人の入居者資格の拡大を図るための改正となります。なお、附則によりまして、施行日は令和 7 年 4 月 1 日としております。補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 31 号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第 31 号について補足説明いたします。79 ページをごらんください。

昨年 5 月の臨時会において契約議決頂き業務を進めてきておりました、川越工業株式会社を代表企業とする「にかほ市若者支援住宅敷地造成事業建設工事共同企業体」との設計施工一括発注の「若者支援住宅整備の敷地造成事業」について、記載のとおり額の変更契約について、議会の議決を求めるものです。理由として契約後の詳細設計を進める中で、近隣建物への影響を検討するため、詳細な地盤解析を行ったところ、入札公告時に示した、地質データからは予見できない軟弱地盤対策工が必要となったためです。

説明資料の 40 ページをご覧ください。造成の計画図となります。緑色で着色した部分は造成事業完了後に市道として管理を行っていく部分となります。入札時には、地質データから判断し、土の置き換えにより軟弱地盤対策を計画していたところですが、詳細な地盤解析により、周辺の建物にも配慮し、引き込み沈下等の影響を及ぼさないように施工する必要があることから、図面右下に示すように、特殊な機器を使用し、セメントを混入しながら地盤改良を行う工法の採用が最適と判断したものです。1 月末に設計業務が完了し、当該成果をもとに 2 月 10 日付けで仮契約を締結しており、今回の契約議決を頂いた後に、地盤改良を先行しながら、本格的な造成工事に着手し、工期期日の 10 月 31 日までに完成を目指すものであります。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 32 号の歳入歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君）

それでは、議案第 32 号補足説明をいたします。

はじめに、補正予算書 6 ページをご覧ください。第 2 表/繰越明許費補正です。記載の 9 事業について、年度内に事業完了を見込むことができないため、令和 7 年度に繰り越すものです。

次に、7 ページの第 3 表地方債補正です。2 件を追加し、10 件の変更は、実績並びに国の補正予算成立に伴う、県事業の事業内容の変更などにより、借入限度額をそれぞれ変更するものであります。また、8 ページ下段 6 件の廃止は、6 年度実施が見込まれないなどにより、廃止するものであります。

次に、歳入です。所管としましては12ページ、10款1項1目1節地方交付税のうち、普通交付税は額の確定により1億5,924万8,000円を増額計上するものであります。特別交付税は災害関連の交付実績による増額4,248万8,000円を計上しております。

次に、18ページ、17款1項1目1節一般寄附金のうち所管分は、4,883万6,000円であります。2目1節総務費寄附金1,850万円は、企業版ふるさと納税であります。18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億3,650万9,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するものであります。2目みらい創造基金以下3つの基金繰入については、充当事業費の完了見込みにより補正するものであります。なお、本補正予算後における、財政調整基金残高は、25億7,759万4,000円であります。

21ページ、21款市債については、先ほどの第3表地方債補正の説明のとおりです。続いて、歳出の主な補正内容についてであります。

22ページ、2款1項9目若者支援住宅整備事業費1億4,307万9,000円は、敷地造成工事に係る前払い金の請求がなかったことから減額補正するものです。11目交流促進事業費の補正の主な要因は、歳入で説明した一般寄附金をみらい創造基金に積み立てるために増額するものです。

37ページです。12款公債費1項1目元金3億1,508万5,000円は、任意繰上償還3億3,917万5,000円の計上、及び前年度借入額の確定による増減、同じく2目利子1,190万2,000円の減額を補正するものです。補足説明は、以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、総務部関係の補足説明をいたします。

予算書は11ページをご覧ください。歳入の1款市税1項2目法人市民税は、市内の法人からの申告実績に基づき減額するもので、その下の2項1目固定資産税は、償却資産の増加などが当初の見込みを上回ったために増額するものです。

12ページです。上段の7款1項1目地方消費税交付金6,410万円は、実績見込みにより増額するものです。

16ページです。上段の、15款2項1目総務費県補助金551万3,000円は、秋田県生活バス路線等維持費補助金としてコミュニティバス運行等の実績見込みにより増額計上するものです。

19ページです。下段の20款諸収入4項6目雑入の説明欄2段目の支障物件等補償費5,989万7,000円は、国土交通省の「一般国道遊佐象潟道路工事」に伴う、市の光ファイバーケーブル移設の完了により、補償料収入が確定したものです。一番下の、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当分174万2,000円であります。これは、にかほ市地域公共交通活性化協議会に対する国庫補助金相当額について、協議会から市の雑入に受け入れるものですが、その実績見込みにより増額計上するものです。

22ページになります。歳出の2款総務費1項11目交流促進事業費の説明欄一番下、生活バス路線運行費補助金2,901万1,000円は、羽後交通の欠損路線に対する補助を、実績見込みに基づき増額するものであります。

23ページです。上段の13目行政経営推進費、5,043万7,000円の増額は、公共施設等総合管理基

金に、預金利息も含めて積み立てようとするものです。総務部の関係は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 市民福祉部関係について補足説明いたします。

歳入についてです。予算書 14 ページをご覧ください。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 3 節児童福祉費負担金 4,290 万 8,000 円及び、15 款 1 項 1 目民生費県負担金 2 節児童福祉費負担金 1,461 万 9,000 円は、人事院勧告により公定価格が改定されたことによる教育給付費負担金の増額分で、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の額を計上しております。

予算書 16 ページをご覧ください。15 款 2 項 2 目民生費県補助金 1 節老人福祉費補助金、2 節社会福祉費補助金、3 節児童福祉費補助金には、介護保険施設、障害者支援施設、保育所・学童施設への物価高騰対策事業補助金として 2,141 万円を計上しております。県補助金 2 分の 1 を除いた額には、総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたします。

続いて歳出についてです。予算書 25 ページをご覧ください。

3 款 1 項 3 目障害者福祉費 18 節負担金補助及び交付金、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 370 万 9,000 円の増額は、物価高騰等による食糧費や光熱水費の負担軽減を図るものであります。対象施設は、入所施設 5 か所、通所施設 7 か所、相談支援事業所 2 か所へ助成するものです。

3 款 1 項 5 目介護保険事業費 18 節負担金補助及び交付金介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 2,013 万円の増額は、物価高騰等による介護保険施設等の光熱水費及び食材料費の負担軽減を図るものであります。対象施設は、入所系施設が 20 か所、複合系施設が 1 か所、通所系施設が 13 か所、訪問系事業所が 17 か所に助成するものです。

予算書 26 ページをご覧ください。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金、放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業費補助金 7 万 4,000 円の増額は、市内学童保育 7 クラブのうち、実際に光熱費を負担している院内・小出 2 クラブに対し助成するものです。

3 款 2 項 2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金、保育所・認定こども園運営事業費 6,035 万 4,000 円の増額は、歳入でも説明いたしました人事院勧告により公定価格が改定されたことによる園への交付金です。保育所等物価高騰対策事業費 207 万 8,000 円の増額は、保育所・認定こども園の食材費の負担軽減を図るため 7 施設に助成するものです。障害者施設、介護施設、保育関係施設等、単価の積算については、県で積算した金額と同額としております。

予算書は 28 ページをご覧ください。4 款 1 項 3 目成人保険事業費 22 節償還金利子及び割引料 4,412 万 7,000 円の増額は、令和 5 年度分の新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に実績額に対する返還金を計上しております。市民福祉部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午前 1 時 00 分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き補足説明を行います。次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

補正予算書 30 ページをご覧ください。歳出です。6 款 1 項 3 目農業振興費のうち「化学肥料低減機械等導入支援事業費」232 万 5,000 円の増額は、県の補正予算に伴う増額で、次年度への繰越事業としております。計画件数は 1 件で可変施肥機能付き田植え機 1 台の導入予定であります。歳入の県補助金に同額を計上しております。

6 款 1 項 6 目農村整備総務費のうち象潟前川地区ほ場整備事業 7,989 万 7,000 円の増額は、市負担金で、国の補正予算に伴う事業費の増額によるものです。6 款 2 項 1 目林業総務費 244 万円の増額は、送電線支障木の伐採補償と森林整備センター造林地、木材販売収入の分与金であります。歳入の生産物売払い収入に 265 万 7,000 円と雑収入の支障物件等補償費に 11 万 9,000 円を計上しております。

31 ページをご覧ください。6 款 3 項 2 目水産振興費、水産基盤整備関係事業費 2,148 万 6,000 円の増額は、国の補正に伴うもので平沢、金浦、象潟各漁港の機能保全、機能強化、機能増進に係る県事業に市が事業費の 10%を負担するものであります。すべて翌年度に繰越とするものであります。農林水産部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（池田智成君） それでは、商工観光部関係について補足説明をいたします。

補正予算書 32 ページをご覧ください。7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金、中小企業支援事業費 2,859 万 1,000 円は、にかほ市中小企業振興資金、通称「マルに」の借入利息の 2 分の 1 助成、390 件分 1,397 万 2,000 円及び、同じく「マルに」の保証料全額 1,461 万 9,000 円を助成するものです。その下、企業立地促進事業費 552 万 3,000 円は、コールセンター等関連企業立地促進補助金として、株式会社プレステージインターナショナルに対し、新規雇用 4 人分、研修費 29 人分の計 389 万 9,000 円、「認証取得促進助成事業費補助金」として株式会社ローカルパワーに対し、技能認証取得経費の 2 分の 1、162 万 4,000 円を補助するものです。

次に、7 款 2 項 2 目観光施設費 24 節積立金 436 万 8,000 円は、アウトドア拠点施設の使用日数が確定したため、その使用料を観光振興基金に積み立てるための増額です。

続きまして、36 ページをご覧ください。10 款 5 項 4 目海洋センター管理費 14 節工事請負費 473 万円は、金浦 B&G 海洋センターの建替えを、現在の場所から北側に移動することとしたため、水路の移設が不要になったことによる減額です。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 建設部に係る主なものについてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。歳入になります。13 款 1 項 7 目土木使用料 7 節公営住宅使用料現年度分 154 万 7,000 円の減額は、実績見込みによるものです。

次に 16 ページをご覧ください。14 款 2 項 4 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金 666 万 7,000 円の減額は、除雪機械購入事業に対して社会資本整備総合交付金が付かなかったことから減

額するものです。

次に歳出となります。33 ページをご覧ください。8 款 2 項 3 目道路橋梁新設改良費、14 節工事請負費 5,050 万円の減額は、大須郷こ線橋側道橋補修工事の精査によるものです。

次に 8 款 4 項 1 目都市計画総務費、12 節委託料 456 万 5,000 円の減額は、白幡森エリア地区計画等整備業務委託が、他業務の遅れに伴い、地区計画の設定が出来ず見送ることとしたためです。建設部に係るものは、以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（須田勇喜君） 消防関係に関する補足説明をいたします。

補正予算書 33 ページをお願いします。9 款消防費 1 項 2 目非常備消防費 1 節報酬をはじめ各節の減額は、団員の定数と現消防団員数の差が主な要因となっております。消防に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） 教育委員会関係については、歳入では、予算書 19 ページの下段、20 款 4 項雑入 5 目学校給食費納付金 360 万円の減額は給食実施日の減少に伴う減額で、歳出では、給食賄い材料費について、35 ページの上段 10 款 3 項中学校費 3 目学校給食費、並びに 36 ページ 5 項保健体育費 5 目金浦給食センター費及び 6 目象潟給食センター費の、それぞれを合わせた 180 万円の減額が主なものであります。

教育委員会に関する補足は、以上になります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 33 号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第 33 号につきましては、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 34 号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 主なものについてご説明いたします。4 ページをご覧ください。収益的収入になります。収入の 1 款 2 項 2 目 1 節国庫補助金 1,650 万円の減額は、象潟地区マンホール蓋ストック更新工事に対する国庫補助金が付かなかったものでございます。次に、支出の 1 款 1 項 1 目 23 節修繕料 5,707 万 5,000 円の減額は、減額する国庫補助金を充当する予定だった象潟地区マンホール蓋ストック更新工事 4,349 万円と金浦地区ほかマンホール更生工事 1,358 万 5,000 円となります。

次に、5 ページへお進みください。資本的収入及び支出となります。収入の 1 款 1 項 1 目の下水道企業債 979 万 2,000 円の減額は事業の確定に伴う減額です。支出の 1 款 1 項 1 目管渠建設費 39 節工事請負費 2,197 万 8,000 円の減額は、白幡森エリア地内下水道管渠接続工事が他事業の遅れに伴い施工できなかったため減額するものです。補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 35 号の歳入歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君）

それでは、議案第 35 号補足説明をいたします。

はじめに、補正予算書 8 ページをご覧ください。第 2 表債務負担行為であります。後年度の債務

を負担するため限度額を定めたもので、5事業を記載しております。所管分については、「若者支援住宅整備事業」「にかほ市総合発展計画・国土利用計画策定支援業務」です。「若者支援住宅整備事業」については、9月議会にて債務負担行為を設定した事業費のうち、7年度に予算化する住宅設計請負工事費等を除く供用開始後20年分の維持管理、運営費を再度設定するものです。

次に、9ページをご覧ください。第3表地方債についてです。32件、21億4,160万円で、対前年比11億3,984万3,000円の増となっております。

次に、歳入の主な内容について説明いたします。16ページをご覧ください。10款地方交付税については、国の地方財政計画6年度実績を考慮し、普通交付税を今年度当初予算と同額の50億円、特別交付税については3億円を見込んでおります。

24ページになります。14款2項4目土木費国庫補助金2節社会資本整備総合交付金1億9,480万7,000円は地域優良賃貸住宅整備事業として若者支援住宅の建設に充当するものです。

30ページです。15款県支出金3項1目4節統計調査委託金は7年度実施の国勢調査及びその他調査分を含む935万6,000円を計上しています。

34ページです。17款1項1目1節一般寄附金9億円は、ふるさと納税分であります。

35ページ、18款2項基金繰入金は、記載の額のとおりそれぞれ目的に合わせ繰入るものであります。そのうち財政調整基金繰入金は、歳入歳出の調整のために5億2,500万円を計上するものです。

42ページ、21款市債について所管分は、1目総務債の老朽化施設の解体、遊休施設利活用事業、6目土木債3節住宅債の白幡森周辺エリア整備事業です。

続いて、歳出になります。47ページをご覧ください。2款1項4目財産管理費の老朽化公共施設解体事業は解体工事設計委託料686万7,000円を計上しております。48ページをご覧ください。2款1項9目企画費の仁賀保高校魅力化プロジェクト推進事業費は協議会報償費、アドバイザー業務委託費、教育振興助成金として2,466万5,000円を計上しております。白幡森周辺エリア整備事業費の2,361万3,000円は債務負担行為を設定しておりましたPFIアドバイザー業務委託料の7年度分を予算化しております。

11目交流促進事業費です。24節積立金にはふるさと納税寄付金をみらい創造基金に積立てする9億円、風力発電施設周辺整備協力金を自然エネルギーによるまちづくり基金1,000万円を計上しております。ふるさと納税特産品返礼事業費は寄付金収入に対する返礼品代、送料、事務経費のほかポータルサイト運営委託料を計上しております。地域少子化対策重点推進交付金事業は結婚新生活支援補助金として600万円、結婚支援センター入会金補助として10万円を計上しております。

54ページです。2款5項統計調査費には7年度実施の統計調査費用を計上しております。

81ページです。8款5項1目「白幡森周辺エリア整備事業費」には敷地造成・住宅設計建設工事及び維持管理運営委託のうち開業準備委託料分の総額7億6,936万円を計上しております。

99ページ、12款公債費です。元金利子合わせて17億2,919万1,000円を計上しております。

補足説明は、以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 総務部関係の補足説明をいたします。

予算書は13ページをご覧ください。歳入の1款1項市民税のうち、1目の個人市民税を、給与所得の状況から、前年度比1,403万9,000円の増とする一方で、2目の法人市民税については、市内企業の景況を勘案し、3,464万4,000円の減としております。また、2項2目固定資産税については、家屋の新築等や、償却資産の増加を見込み、4,022万4,000円の増としております。

予算書は16ページです。一番上の、7款1項1目地方消費税交付金は、県による試算をもとに、前年度比で7,333万5,000円の増としております。次に歳出であります。全体的な特徴としては、今年度の条例改正により、職員の給与水準の引上げにより、人件費が増加をしております。

予算書の46ページをご覧ください。2款総務費、1項1目一般管理費の説明欄、「市制施行20周年記念事業費」は、記念式典の開催費用や、地元新聞紙面への記念広告の掲載費などを計上するものでございます。

予算書49ページです。12目情報管理費の説明欄3段目、「情報機器更新事業費」は、総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANのファイアウォール、及び仮想サーバの更新費用を計上するものです。その2つ下の「マイナンバー関連事業費」は、社会保障・税番号制度中間サーバプラットフォーム負担金を計上するものです。

次の50ページです。下段の2款2項1目税務総務費の説明欄3段目、「所有者調査管理システム導入事業費」につきましては、相続放棄、あるいは、相続等の手続きがなされずに、放置されている土地や家屋について、所有者の相続人に関する調査内容等を管理するシステムを導入し、活用しようとするものです。

83ページに飛びます。9款消防費、1項5目災害対策費の説明欄一番下、「秋田県総合防災情報システム更新事業費」は、県の次期システムの整備費に係る負担金を計上するものです。総務部の関係は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 市民福祉部の主なものについて補足説明いたします。

歳出についてです。予算書51ページをご覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、法対応事業費1,170万4,000円は、戸籍及び附票システムの標準化共通化に対応するための改修委託料を計上しております。戸籍法改正対応事業費554万円は、戸籍情報システムに氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修や、振り仮名関連通知書作成に係る委託料を計上しております。歳入として、14款2項1目デジタル基盤改革支援補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金補助率10分の10を見込んでおります。

予算書56ページをご覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、重層的支援体制整備費1,024万8,000円は、市民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。歳入として、14款2項2目重層的支援体制整備事業費交付金を見込んでおります。

予算書58ページになります。3款1項4目介護保険事業費27節繰出金5億5,069万4,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金で、主な市負担分として、介護給付費の12.5%分、地域支援事業費の12.5%分、低所得者保険料軽減分、一般事務費分、職員給与費分などとなっております。

予算書59ページになります。3款2項1目児童福祉総務費、病児保育事業費2,801万6,000円は、

病児対応型の施設運営に係る委託料、工事費のほか、市内4か所で行っている体調不良児対応型、つばみ保育園で実施している病後児対応型に対する補助金を計上しております。歳入として、14款2項2目子ども子育て支援交付金及び15款2項2目地域子ども子育て支援事業費補助金の国県3分の1を見込んでおります。

予算書65ページをご覧ください。4款1項5目保健センター管理費こども家庭センター事務室等整備事業費2,217万8,000円は、令和8年度からの保健センター集約に伴い、金浦保健センターにある母子保健班をスマイル内のこども家庭センターに集約するために、現在の「集会室」を「子ども家庭センター事務室」に、「食堂」を「多目的ミーティングルーム」に改修するものです。歳入として、14款2項2目次世代育成支援対策施設整備交付金（国2分の1）を見込んでおります。

66ページになります。4款2項2目環境プラザ運営費、環境プラザ設備更新事業費1億4,700万円は、環境プラザの安定した運転の継続のために行う定期点検整備、炉の経年劣化による修繕工事費を計上しております。市民福祉部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

予算書70ページをご覧ください。6款1項3目農業振興費のうち「グリーンな栽培体系加速事業」310万6,000円は、有機米に加えて、ほ場整備完了区域の大型ほ場を利用したネギ栽培の効率化実証を追加・拡充するものです。歳入に県補助金として、297万4,000円を計上しております。

71ページをご覧ください。6款1項6目農村整備総務費のうち、象潟前川地区ほ場整備事業費2,513万円は、県営象潟前川地区ほ場整備事業の負担金等です。令和7年度は、前川地区の東側及び西側の一部の計34.5ヘクタールの工事が計画されております。多面的機能支払交付金事業費1億1,036万9,000円は、地域共同で行う農地、水路、農道等の維持向上を図る活動を支援するもので、32の組織に交付いたします。6款1項7目中山間地域振興費の中山間地域等直接支払交付金事業費1億5,337万6,000円は、中山間地域における農業不利条件を補正することによって、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するもので、24の組織に交付いたします。

99ページをご覧ください。上段の11款2項3目農地災害復旧費の農地・農業用施設補助災害復旧事業費980万1,000円は、令和6年7月豪雨に伴う国の農地災害復旧事業11件の内、令和7年度施工1件分の工事請負費であります。農林水産部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（池田智成君） それでは、商工観光部関係について補足説明をいたします。

予算書74ページの下段をご覧ください。7款1項2目・商工振興費です。単独補助・扶助費1,310万円は、商工会事業費補助金1,000万円、起業・創業を支援する「創業アシスト補助金」210万円などです。次に、企業立地促進事業費793万1,000円は、象潟新産業支援センター「しまのま」の管理委託、料359万4,000円、コールセンター等関連企業立地促進補助金200万1,000円などです。その下、ワーケーション推進事業費599万3,000円は、ワーケーションを通じて関係人口の拡大を図るための業務委託料580万円などです。

続きまして、75ページをご覧ください。3目地方創生費です。移住・定住促進事業費1,313万3,000

円は、移住ポータルサイト Web 広告掲載業務委託料 275 万円、定住奨励金 494 万 9,000 円などです。その下、移住リエゾン事業費 1,265 万 5,000 円は、移住促進や空き家の活用促進などを幅広く行っている「移住リエゾン」3 人分の活動費です。その下、空き家利活用促進事業費 453 万 6,000 円は、移住者支援住宅 4 棟分の借上料 179 万 4,000 円、空き家家財道具等処分費補助金 70 万円などです。その下、移住・就業支援事業費 368 万 7,000 円は、拡充です。東京圏から本市に転入した方への「移住支援金」に加え、新たに、市内で就職するための面接等に係る交通費の 2 分の 1 を助成するものです。県の補助率が 4 分の 3 ですので、歳入に県補助金 276 万 4,000 円を計上しております。

次に、7 款 2 項 1 目観光総務費です。単独補助・扶助費 1,900 万円は、観光協会補助金 1,300 万円、観光 2 次アクセス協議会補助金 100 万円などです。その下、観光プロモーション事業費 285 万 7,000 円は、パンフレット増刷 55 万円、超神ネイガー観光プロモーション委託料 160 万円などです。その下、アウトドア拠点づくり事業費 983 万 8,000 円は、地域活性化企業人負担金 700 万円、アウトドアアカデミー実施業務委託 165 万円などです。

続きまして、76 ページをご覧ください。2 目観光施設費です。説明欄「観光施設費」7,823 万 7,000 円は、観光拠点センター、金浦物産センター、鉾立地区施設などの管理運営費です。観光施設改修事業費 758 万円は、象潟「ねむの丘」、温泉保養センター「はまなす」などの改修工事費です。次に、3 目ジオパーク推進事業費 1,044 万 4 千円は、4 自治体が共同運営している「鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会」の負担金 990 万円などです。

続きまして、77 ページをご覧ください。3 項 2 目公園管理費です。説明欄「公園管理費」8,739 万 8 千円は、市内 31 か所の公園施設等の維持管理費です。公園施設整備事業費 250 万円は、公園遊具の修繕費です。

続きまして、95 ページの下段をご覧ください。10 款 5 項 1 目保健体育総務費です。地域スポーツ活動支援事業費 100 万円は、ブラウブリッツ秋田に対する補助金です。その下、運動・スポーツ習慣化促進事業費 180 万円は、インターバル速歩やヨガ、スポーツジムを活用した体力づくり教室などです。

続きまして、96 ページの中段をご覧ください。3 目屋外運動施設管理費です。仁賀保グリーンフィールド改修事業費 3,800 万円は、新規です。現在の芝生を剥ぎ取り、新たに芝生の種をまき、良好な天然芝のフィールドへと改良するものです。歳入の雑入に「スポーツ振興くじ助成金」2,107 万 8,000 円を計上しております。次に、4 目海洋センター管理費 3,840 万円は、象潟・金浦 B&G 海洋センターの維持管理費のほか、水泳やカヌー教室の謝礼などです。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 建設部に係る主なものについてご説明いたします。

19 ページをご覧ください。歳入になります。13 款 1 項 7 目土木使用料 1 節公営住宅使用料現年度分 5,913 万 8,000 円は、前年度実績見込みより約 100 万円程度の減を見込んでおります。同じく 6 節道路占用料の 1,053 万 9,000 円は、前年度程度となっております。

次に 23 ページ中ほどをご覧ください。14 款 1 項 3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金のうち、1 億 9,009 万 5,000 円は、昨年 7 月の豪雨災害復旧工事 10 カ所分に対する国庫負担分を計上してお

ります。

次に24ページへお進みください。同じく2項4目1節道路橋梁費補助金は、象潟大竹線及び象潟前川線の道路改良事業などの社会資本整備総合交付金1億8,619万4,000円と、橋梁補修工事などの道路メンテナンス事業補助金4,231万円と、無電柱化推進事業補助金88万2,000円となっております。

次に29ページをご覧ください。15款2項6目1節土木費補助金1,031万4,000円は、電源立地地域対策交付金531万4,000円と両前寺地区の人家裏法面崩落カ所復旧に係る局所がけ崩れ対策事業補助金500万円となります。

次に歳出となります。78ページ中ほどをご覧ください。8款2項1目1節道路橋梁総務費12節委託料の内700万円は、道路台帳補正業務委託となります。

79ページにお進みください。次に2目道路橋梁維持費14節工事請負費は、地区要望に対応する市道等の維持工事、及び道路照明灯LED化整備工事4,000万円となります。他は、直営作業員などによる市道維持管理業務に係る費用となり、例年通りとなっています。次に3目道路橋梁新設改良費12節委託料4,829万3,000円は、白幡森エリア整備事業用地購入に伴う登記事務委託、橋梁点検業務委託及び橋梁補修設計委託などになります。同じく14節工事請負費7億3,430万円は、市道舗装補修工事、象潟前川線道路改良工事、象潟前川線無電柱化工事、白幡森エリア道路改良工事及び橋梁補修工事などとなります。同じく16節公有財産購入費3,183万5,000円は、白幡森エリア道路改良工事に伴う用地購入費となります。同じく21節補償補填及び賠償金1,555万7,000円は、白幡森エリア道路改良工事に伴う建物移転、橋梁補修工事に伴う支障物移転補償などとなります。次に4目排水路維持改良費は、地区要望や排水路清掃などに対応するものとなっております。

80ページへお進みください。5目除雪費13節使用料及び賃借料3,401万6,000円は、除雪車両のリース料金となっています。次に8款3項1目河川維持改良費は、維持管理及び地区要望対応となっているほか、12節委託料2,100万円は、局所がけ崩れ対策事業に伴う両前寺地区人家裏法面の測量設計調査委託となります。また、18節負担金補助及び交付金530万円は、県が小砂川清水場地区で施工している急傾斜地崩落対策事業費の10%を市が負担するものとなります。

81ページにお進みください。8款4項1目都市計画総務費27節繰出金5億2,741万5,000円は、下水道事業会計への繰出し金となります。次に8款5項1目住宅管理費は、公営住宅管理に係る費用で、例年通りとなっています。

82ページ上段へお進みください。18節負担金補助及び交付金の内、住宅リフォーム推進事業費補助金は、800万円となります。

次に98ページ中段をご覧ください。11款1項1目公共土木施設災害復旧費12節委託料2,231万円は、昨年7月の豪雨災害の未復旧箇所応急復旧作業委託や、分筆登記等の登記事務委託料となります。14節工事請負費3億4,000万円は、豪雨災害の復旧工事費となり、内訳は国庫補助10カ所と市単独事業1カ所となります。建設部関係の補足説明は、以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（須田勇喜君） 消防関係に関する補足説明をいたします。

予算書 82 ページをお願いします。9 款消防費 1 項 1 目常備消防費 10 節需用費では消耗品費として防火服の更新で総額 299 万 7,000 円を計上しております。4 年での更新計画でしたが、支出額の平準化をもって継続的に更新事業を進めることとなります。説明欄にある消防救急デジタル無線更新事業 6 億 1,410 万 8,000 円は、老朽化した設備を更新するもので、令和 6 年度から令和 7 年度で実施する事業です。内訳は、12 節委託料に消防救急デジタル無線更新工事施工監理業務委託料 800 万 8,000 円と 14 節工事請負費に消防救急デジタル無線更新工事 6 億 610 万円を計上しております。歳入財源としましては、消防救急デジタル無線更新事業に緊急・防災減災事業債 6 億 1,410 万 8,000 円を充当するものであります。

83 ページをお願いいたします。9 款消防費 1 項 3 目消防施設費 10 節需用費は、消火栓の分解整備、交換、修繕が主なもので 189 万円を計上しております。消防に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） 教育委員会に関する主な内容についてであります。

予算書 84 ページ、歳出になります。10 款 1 項教育総務費 2 目説明欄の 3 つ目、事務局費 1,306 万 4,000 円には、市内 3 中学校の統合校舎の位置を選定する委員会を設置するにあたり、委員の会議出席報償費を 7 節報償費に 12 万円計上しております。3 目教育助成費では、説明欄の下から 4 つ目奨学金管理事業費 1,614 万 2,000 円は、「にかほ市奨学金」に係る貸付基金の安定的な運用を図るため、7 年度において 1,500 万円を積立てるほか、システムリース料などの関連事務費を計上するものであります。

次に、86 ページ、5 目教育研究所費説明欄の 2 つ目、不登校児童生徒支援事業費 1,899 万 7,000 円には、スマイル内の教育支援センター「ぱすてる」の運営に係る、人件費及び事務費を含む 1,705 万円を委託料に計上しております。また、1 番下の部活動指導員配置事業費 137 万 2,000 円は、中学校部活動地域移行への取り組みとして、部活動指導員 5 名を、3 校に配置するための報酬等で、国・県・市が、それぞれ 3 分の 1 の負担割合であることから、歳入では、3 分の 2 相当の 91 万 4,000 円を県補助金小中学校費補助金に計上をしております。

次に 92 ページに戻りまして、4 項社会教育費 6 目仁賀保勤労青少年ホーム管理費の説明欄、3 つ目の展示室リニューアル事業費 750 万円は、斎藤宇一郎没後 100 周年の令和 8 年度に向けて、6 年度の 1 階第 1 展示室の整備に引き続き、上階フロアの第 2 第 3 展示室のリニューアルを行うものであります。

次に 93 ページ、9 目白瀬南極探検隊記念館費の説明欄 3 つ目、記念館改修調査事業費 150 万円は、施設改修を想定した予備調査を行うもので、財源は、白瀬南極探検隊記念館施設整備基金から同額を繰り入れるものとしております。

93 ページ、展示リニューアル事業費 300 万円は、白瀬イズム継承ゾーンの雪上車展示室内をリニューアルするもので、冒険家・阿部雅龍氏の足跡コーナーを含め整備を行うものであります。また、その下、収蔵資料デジタルアーカイブ化事業費 350 万円は、6 年度に引き続く、資料のデジタル化・データベース化を行う委託料及びシステムの利用料を計上しており、財源には、展示室リニューアルとともに、みらい創造基金から繰り入れとしております。

次に、94 ページ、10 目文化財保護管理費説明欄下から3つ目の、史跡「建武碑・方角石」整備事業費 115 万 5,000 円は、県指定文化財に指定される「方角石」と、市指定文化財「建武碑」が隣接して所在する「丁刃森」を整備するもので、標柱設置や散策ルート of 安全対策を施す業務委託費を計上しています。また、一番下の埋蔵文化財分布調査事業費 594 万 9,000 円は、象潟・前川地区景観保全型は場整備事業など、土地の形状変更が伴う開発等の進捗に合わせた、埋蔵物の事前調査費などを計上しております。

最後に、97 ページ5 項保健体育費一番下の6 目象潟給食センター費の、施設整備事業費 2,100 万円は、経年等により一部が動作不良となっている空調設備を更新するための工事請負費を計上しております。教育委員会関連は、以上になります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 36 号から第 39 号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、議案第 36 号について補足説明いたします。

歳入についてです。予算書 123 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億 8,909 万 4,000 円は、昨年実績により計上しております。

予算書 125 ページになります。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 9,374 万 6,000 円は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業、などへの繰入れ分を計上しております。6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、405 万 5,000 円は、歳入歳出の差額について調整しています。

次に、歳出についてです。予算書 130 ページをご覧ください。3 款国民健康保険事業費納付金 1 項から 3 項は、県への納付金で、合計 5 億 9,031 万 3,000 円計上しております。

予算書 132 ページになります。3 款 3 項 1 目繰出金 2,530 万円は、小出診療所の電子カルテシステムの更新に伴う国保特別会計施設勘定へ繰り出しするものであります。歳入 4 款 1 項 1 目特別調整交付金 3,330 万円に含まれておりますので、同額を国保特別会計施設勘定へ繰り出しするものであります。議案第 36 号の補足説明は以上です。

続いて議案第 37 号について補足説明いたします。

歳入についてです。予算書 140 ページをご覧ください。1 款 1 項診療収入入院外収入は、3,730 万円で、6 年度実績見込みを基に計上しております。

歳出についてです。予算書 143 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料には電子カルテシステムの更新委託料を計上しております。歳入としては 5 款 1 項 2 目国民健康保険事業特別会計事業勘定繰入金を見込んでおります。議案第 37 号についての補足説明は以上です。

続いて、議案第 38 号については、補足説明はございません。

議案第 39 号について補足説明いたします。

歳入についてです。予算書 172 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 6 億 9,151 万 7,000 円は、65 歳以上の被保険者保険料の見込み額となっております。

予算書 173 ページになります。4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 8 億 8,368 万 9,000 円は、第 2 号被保険者 40 歳以上 64 歳の方の保険料を見込んでおります。

予算書 175 ページになります。7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 4 億 911 万 5,000 円は、歳出 2 款保険給付費に対する 12.5%分を一般会計から繰り入れするものです。

予算書 177 ページをご覧ください。8 款 4 項 5 目雑入 2 億 8,475 万円の内、2 億 8,474 万 9,000 円は、介護保険事業分離前の介護給付費準備基金 11 億 3,445 万円を由利本荘市と按分し、にかほ市分は 25.1%の金額となります。

歳出についてです。予算書 178 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 3,780 万 7,000 円の主なものとしては、システム保守委託料、システム標準化委託料となっております。18 節負担金補助及び交付金 870 万 1,000 円は、広域からの派遣職員 1 名分の人件費負担分となっております。

180 ページになります。2 款 1 項介護サービス等諸費 30 億 1,912 万 4,000 円及び、2 款 2 項介護予防サービス等諸費 2,704 万 9,000 円は、要介護認定者が利用したサービスの給付費、及び予防給付費になります。

予算書 185 ページになります。4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 億 8,475 万円は、歳入 8 款 4 項 5 目雑入で受け入れた介護給付費準備基金及び利子を積み立てるものであります。議案第 39 号の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第 40 号及び第 41 号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第 40 号の主なものについて、説明をいたします。

なお、「増減」については、令和 6 年度当初予算との比較として説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。第 2 条業務の予定量についてです。(1) の給水戸数 10,746 戸は、令和 6 年 12 月の実績で計上しており、前年度比 30 戸の減となっております。(2) の年間総給水量については、今年度実績見込みを基に推計し、前年度比 4.6%、15 万 804 m³減の 311 万 2,135 m³と想定しております。

4 ページへお進みください。収益的収入及び支出です。収入の 1 款 1 項 1 目 1 節、給水収益につきましては、需要想定を反映したうえで、前年度比 0.8%、493 万 4,000 円増の 6 億 5,961 万円を見込んでおります。同じく 3 目 3 節雑収益については、平成 21 年度から 上水道と下水道の料金の一括納付制度の実施により料金収納事務を下水道事業より受託しているものでございます。収益合計は、前年度比 0.9%、713 万 5,000 円増の 7 億 6,340 万 9,000 円を見込んでおります。

次に 5 ページにお進みください。支出となります。1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費、20 節委託料は、水道施設の巡視、管理業務に係る包括的業務委託に係る経費や、水質検査業務、浄水場の維持管理に係る費用を予定しています。

次に、2 目配水及び給水費から 7 ページの 5 目総係費までは、経常的な維持管理に必要な費用となっております。主なものは水道水の水質検査、漏水等の調査と修繕、水道メーターの検針、料金の口座振替手数料などとなります。水道事業の費用全体といたしましては、5 ページ最上段に記載のとおり、前年度比 5.6%、3,698 万円増の 6 億 9,554 万 3,000 円となっております。この結果、収益的収入と支出の差額は、6,786 万 6,000 円の単年度黒字となる見込みです。なお、実際の収支は消費税抜きの金額となりますので、3,951 万 9,000 円程度の純利益となる見込みでございます。

次に、9 ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。収入の 1 款 1 項 1 目 1 節企業債につきましては、令和 7 年度の借入は 2 億 4,500 万円を予定しています。

次に支出です。10 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目 20 節、委託料につきましては、仁賀保及び象潟の幹線配水管耐震化設計業務委託などを計上しています。同じく 40 節、工事請負費につきましては、象潟前川線経年管更新工事、鞍骨水源更新に伴う管路整備工事、昨年 7 月の豪雨災害による国庫補助の琴浦川水管橋復旧工事など 3 億 5,956 万円を計上しています。

次に、11 ページをご覧ください。予定キャッシュフロー計算書となり、「現金」や「預金等」の一会計年度の増減を表しております。表の右側の下から 3 行目に記載のとおり、令和 7 年度における資金の増減額は、資金期首残高から 1,228 万 6,000 円の減少を想定しております。

19 ページへお進みください。令和 6 年度の予定損益計算書となり、20 ページから 21 ページにかけては、予定貸借対照表を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして議案第 41 号について、補足説明をいたします。

23 ページをご覧ください。第 2 条の業務の予定量についてです。(1) の接続戸数 7,953 戸は、令和 6 年 12 月の実績で計上しており、前年度比 61 戸の増となっております。(2) の年間総処理水量については、今年度実績見込みを基に推計し、前年度比 6.8%、14 万 1,680 m³減の 193 万 5,831 m³と想定しております。

26 ページへお進みください。収益的収入及び支出です。収入の 1 款 1 項 1 目 1 節、使用料につきましては、需要想定により、前年度比 3.4%、996 万円減の 2 億 8,703 万 6,000 円を見込んでいます。次に、2 項 2 目 1 節、国庫補助金 1,000 万円は、水道や下水道などの水分野の公共施設を対象とした新しい官民連携方式による、「ウォーター パブリック プライベート パートナーシップ (ウォーター P P P) 事業」の導入可能性調査業務に対する補助金となります。同じく 2 節、一般会計補助金につきましては、一般会計からの下水道事業会計への繰出し金となり、公共下水道事業分が一般会計都市計画総務費から、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設分が一般会計の農村整備総務費からの繰出し金となります。収益合計は、26 ページ最上段の 13 億 9,092 万円を見込んでおります。

27 ページにお進みください。次に支出となります。1 款 1 項 1 目 管渠費は、下水道管渠や中継ポンプ場、マンホールポンプ場の維持管理費及び修繕料となります。同じく、2 目 処理場費は、笹森クリーンセンターや農業集落排水処理場の維持管理費となります。同じく、3 目 総係費は、経常的な維持管理に必要な費用となり、水道事業に委託している料金の徴収事務委託料などとなります。

28 ページへお進みください。同じく 4 目 減価償却費及び 5 目 資産減耗費は、資産及び設備等の減価償却及び除却した分を経費計上するものです。下水道事業の費用全体といたしましては、27 ページ最上段に記載のとおり 13 億 9,048 万 2,000 円となっております。この結果、収益的収入と支出の差し引きは、43 万 8,000 円の単年度黒字となる見込みでございます。なお、実際の収支は消費税抜きの金額となります。非課税所得の割合が多いことから、1,281 万 8,000 円程度の純利益となる見込みです。

次に、29 ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。収入の 1 款 1 項 1 目 1 節、企業債につきましては、令和 7 年度の借入は 7 億 5,510 万円を予定しております。同じく 2 項 1 目 1 節、国庫補助金は、象潟地区マンホール蓋ストック更新工事などに対する国庫補助金となります。

次に支出です。30 ページへお進みください。1 款 1 項 1 目 39 節管渠建設費工事請負費は、公共下水道象潟地区マンホール蓋ストック更新工事、白幡森地内下水道管渠接続工事、金浦中継ポンプ場機器更新工事などの管渠更生工事や設備更新工事などを予定しています。同じく 2 目 20 節、処理場建設費委託料は、笹森クリーンセンター電気設備更新実施設計業務委託を予定しております。

また、39 節工事請負費につきましては、笹森クリーンセンターの機器設備などの更新工事を予定しております。

次に、31 ページへお進みください。予定キャッシュフロー計算書となります。表の右側の下から 3 行目に記載のとおり、令和 7 年度における資金の増減額は、資金期首残高から 2,000 万円の増加を予定しております。

37 ページをご覧ください。予定損益計算書を載せております。また、38 ページから 39 ページにつきましては、予定貸借対照表を載せております。そして、42 ページには報告セグメントごとの営業収益等を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第 3 号から議案第 17 号までの計 15 件について質疑、討論、採決を行います。本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

この際、申し上げます。議案等の件名は必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思っておりますのでご了承願います。

初めに、議案第 3 号から第 14 号まで 12 件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 「質疑なし」と認めます。これで、議案第 3 号から第 14 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 15 号から第 17 号までの 3 件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 「質疑なし」と認めます。これで、議案第 15 号から第 17 号までの質疑を終わります。

これから、農業委員会委員の任命についての採決を行います。

はじめに、議案第 3 号について採決します。本案は、佐々木唯翔氏の任命であります。

お諮りします。議案第 3 号は、原案に同意することに決定したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号について採決します。本案は、森孝良氏の任命であります。

お諮りします。議案第 4 号は、原案に同意することに決定したいと思っております。これに、ご異議あ

りませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第5号について採決します。本案は石井智代氏の任命であります。

お諮りします。議案第5号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第6号について採決します。本案は、須田久氏の任命であります。

お諮りします。議案第6号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第7号について採決します。本案は須田久美子氏の任命であります。

お諮りします。議案第7号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第8号について採決します。本案は、遠藤豊氏の任命であります。

お諮りします。議案第8号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第9号について採決します。本案は、須藤孝子氏の任命であります。

お諮りします。議案第9号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第10号について採決します。本案は、佐々木純子氏の任命であります。

お諮りします。議案第10号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議あ

りませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第11号について採決します。本案は、加藤朋光氏の任命であります。

お諮りします。議案第11号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第12号について採決します。本案は、佐々木鋼記氏の任命であります。

お諮りします。議案第12号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第13号について採決します。本案は、齋藤一成氏の任命であります。

お諮りします。議案第13号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第14号について採決します。本案は、巴朋之氏の任命であります。

お諮りします。議案第14号は、原案に同意することに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、同意することに決定いたしました。

これで農業委員会委員の任命についての採決を終わります。

これから、人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

はじめに、議案第15号について採決します。本案は、阿部寛子氏の推薦であります。

お諮りします。議案第15号は、適任者と認めることに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号について採決します。本案は、齋藤由美子氏の推薦であります。

お諮りします。議案第 16 号は、適任者と認めることに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号について採決します。本案は、齋藤隆氏の推薦であります。

お諮りします。議案第 17 号は、適任者と認めることに決定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、適任者と認めることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2 時 11 分 散 会
